

大規模事故・災害編

大規模事故・災害編 目次

第1章 大規模事故災害時の体制等

第1節 大規模事故災害時の体制等	1
第1 対策の実施者及び役割	1
第2 配備体制	1
第3 災害救助法の適用	2

第2章 大規模事故災害別対策計画

第1節 大規模火災対策計画	5
第1 災害予防計画	5
第2 応急対策計画	6
第2節 林野火災対策計画	8
第1 災害予防計画	8
第2 応急対策計画	9
第3節 危険物等災害対策計画	10
第1 災害予防計画	10
第2 応急対策計画	11
第4節 航空機災害対策計画	12
第1 災害予防計画	12
第2 応急対策計画	12
第5節 鉄道災害対策計画	15
第1 災害予防計画	15
第2 応急対策計画	15
第6節 道路災害対策計画	17
第1 災害予防計画	17
第2 応急対策計画	17
第7節 放射性物質事故対策計画	19
第1 災害予防計画	20
第2 応急対策計画	21
第3 災害復旧計画	24

第 1 章 大規模事故災害時の体制等

第 1 節 大規模事故災害時の体制等

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

八街市内及び周辺には、ＪＲ東日本総武本線、成田国際空港、東関東自動車道、千葉東金道路等が存在し、大規模事故が発生するおそれがある。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した災害予防計画、応急対策計画等について定める。

なお、この計画に定められていないものについては、震災編の規定に準ずる。

第 1 対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第 1 に事故の原因者、第 2 に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市役所の全機能をもって対応する。

また、各機関の業務大綱及び所掌事務並びに本計画に記載のない事項は、震災編の規定に準ずる。

第 2 配備体制

1. 配備基準及び本部体制

大規模事故災害が発生した場合は、早急に注意配備を敷き、必要な要員を動員し、情報収集、連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行う。

大規模事故の状況により各班における対策が必要な場合は、警戒配備又は事故災害対策本部（第 1 配備相当）を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

〈配備基準〉

体制		配備基準
本部設置前体制	注意配備	(1) 市域及びその周辺で大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき (2) その他状況により市長が必要と認めたとき
	警戒配備	(1) 市域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と市長が認めたとき (2) その他状況により市長が必要と認めたとき
事故災害対策本部体制	第 1 配備	(1) 重大な事故災害が発生した場合で、総合的な対策が必要と市長が認めたとき
	第 2 配備	(2) 状況により市長が必要と認めたとき

【資料 1－5 「八街市災害対策本部条例」】

【資料 1－6 「八街市災害対策本部事務分掌表」】

2. 現地調整所

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、現地調整所を速やかに設置し、必要に応じて関係機関からの連絡要員を受け入れ、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

3. 情報収集・報告

総務課、ちば消防共同指令センター及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握した情報を直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

〈消防庁への直接即報基準〉

(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
(3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災、核燃料物質等運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (4) 放射性同位元素等取扱事業所の火災による放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の特定の事故	爆発、異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編（第3章・第19節「災害救助法の適用」参照）の規定によるものとするが、大規模事故においては、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多くの人が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多くの人が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用される。

【資料5－2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」】

第 2 章 大規模事故災害別対策計画

〈八街市災害対策本部の組織構成〉

部 名	班 名	構成組織
本 部 事 務 局	本 部 班	防災課、監査委員事務局、秘書広報課
	総 務 班	総務課、議会事務局
	情 報 班	企画政策課、システム管理課
	管 財 班	財政課
	調 査 班	課税課、納税課
	会 計 班	会計課
市 民 部	厚 生 班	市民課、社会福祉課、市民協働推進課
	福 祉 班	障がい福祉課、高齢者福祉課、老人福祉センター、つくし園
	児 童 班	子育て支援課、保育園
	医 療 班	健康増進課、国保年金課
経 済 環 境 部	農 政 班	農政課、農業委員会
	清 掃 班	環境課、クリーン推進課
	商 工 班	商工観光課
建 設 部	土 木 班	道路河川課
	都 市 班	都市計画課、都市整備課
	下 水 班	下水道課
水 道 部	水 道 班	水道課
教 育 部	学 校 班	学校教育課、幼稚園、学校給食センター
	社 会 班	社会教育課、スポーツ振興課、中央公民館、図書館、郷土資料館、スポーツプラザ

第1節 大規模火災対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	都市計画課、都市整備課、社会教育課、消防団、消防組合
第2 応急対策計画	本部班、情報班、学校班、社会班、消防団、消防組合、警察署

《基本方針》

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 災害予防計画

1. 建築物不燃化の促進

都市計画課は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

(1) 建築物の防火規制

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火・準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市整備課は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、都市計画課及び関係各課との調整のうえ、次の対策を行う。

(1) 市街地拡大に応じた計画的な公園・緑地の配置、火災に強い植栽の検討

(2) 地域の避難場所としての公園の防災性能の向上

3. 市街地の整備

都市整備課は、市街地再開発事業、土地区画整理事業等により防災上安全の高い市街地の形成を促進する。

4. 火災予防に係る立入検査

消防組合は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5. 建築物の防火対策

消防組合は、以下の建築物の防火対策を行う。

(1) 住宅防火対策

すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器を設置するよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

(2) 多数の者を収容する建築物

ア 消防計画の作成及び遵守

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

イ 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(3) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、(1)(2)に加え、下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(7) 高水準消防防災設備の整備

(4) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(9) 防災センターの整備

イ 防災センター従事者に対する高度な教育の計画的な実施

6. 文化財の防火対策

消防組合及び社会教育課は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

ア 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。

イ 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

ア 定期的な巡視と監視を実施する。

イ 危険箇所について消防機関から指導を受ける。

ウ 消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画及び訓練計画等を作成し指導する。

エ 毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

7. 消防組織及び防災資機材の充実

市及び消防組合は、消防職員及び消防団員の確保並びに消防資機材の拡充に努める。

第2 応急対策計画

1. 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

〈火災気象通報の基準〉

(1) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(2) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2. 応急活動体制

本部班は、消防組合との連携により、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

3. 情報収集・伝達体制

消防組合及び情報班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を直ちに県に報告する。

4. 消防活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

5. 救急救助

消防組合は、火災現場で救助活動を行い、
負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

6. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保等のため、的確に交通規制を行う。

7. 避難

本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示を伝達し、学校班及び社会班は、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導に協力する。

8. 広報活動

本部班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

第2節 林野火災対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	防災課、学校教育課、消防組合、県（北部林業事務所）、森林組合
第2 応急対策計画	本部班、情報班、学校班、社会班、消防組合、警察署、消防団、自主防災組織

《基本方針》

本市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第1 災害予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防組合及び防災課は、広報紙、防災行政無線、インターネット等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

また、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(2) 学校教育による指導

消防組合及び学校教育課は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小・中学校の児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

2. 法令による規制

消防組合は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 火入れの許可制の励行（消防法第22条第4項）

3. 林野の整備

森林所有者は、下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、林野火災を予防する。

4. 森林保険への加入

県（北部林業事務所）は、未加入森林の森林保険への加入を促進する。

5. 消防計画の樹立

消防組合は、林野の所在する地形状況を把握し、容易に消火活動ができるような調査図を作成し、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

6. 消防体制の確立

消防組合は、以下の措置を講ずる。

(1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

(2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。

(3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援

の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第2 応急対策計画

1. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報（→第1節・第2・「1. 火災気象通報」参照）の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

2. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、林野火災の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

3. 情報収集・伝達体制

消防組合及び情報班は、林野火災の状況及び人的被害の状況等を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報は直ちに県に報告する。

4. 広報活動

消防組合及び本部班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール等による広報活動を行う。

5. 避難

本部班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して避難勧告・指示を伝達し、学校班及び社会班は安全な地域に避難所を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

6. 消防活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

7. 救急救助

消防組合は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

8. 立入規制等

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第3節 危険物等災害対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	消防組合
第2 応急対策計画	本部班、情報班、学校班、社会班、清掃班、消防団、消防組合、警察署

《基本方針》

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

また、道路上での危険物等災害については、「第6節 道路災害対策計画」に定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

1. 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
2. 火薬類：火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
3. 高圧ガス：高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
4. 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
5. 指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

第1 災害予防計画

1. 危険物規制事務の実施

消防組合は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2. 事業所防災対策の強化

消防組合は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

危険物施設の管理者は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3. 消防体制の強化

消防組合は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの警防計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

消防組合及び本部班は、発見者からの通報があった場合、その旨を県及び関係機関に連絡する。

消防組合及び情報班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を県に報告する。

3. 消防活動

消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防組合は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

6. 避難

本部班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して避難勧告・指示を伝達し、学校班及び社会班は安全な地域に避難所を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力する。

7. 広報活動

本部班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

8. 環境汚染対策

清掃班は、危険物等による汚染を防止するため、監視を行う。危険物等の流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第4節 航空機災害対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	防災課、消防組合
第2 応急対策計画	本部班、情報班、学校班、社会班、医療班、清掃班、消防団、消防組合、警察署

《基本方針》

成田国際空港及びその周辺（以下成田国際空港消防相互応援協定締結市町村の区域をいう。）で、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

〈成田国際空港消防相互応援協定団体〉

成田市、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港

第1 災害予防計画

消防組合及び防災課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第2 応急対策計画

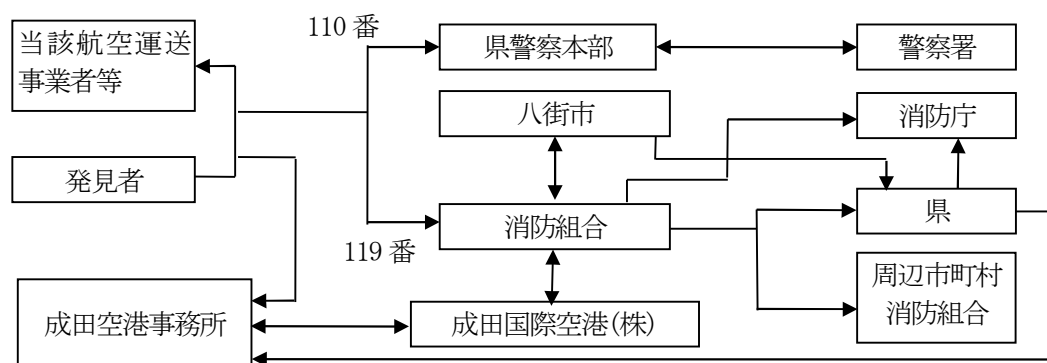
1. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、事故の状況に応じて職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

消防組合及び本部班は、事故発見者からの通報があった場合、その旨を県及び関係機関に連絡する。



〈成田国際空港区域周辺で事故が発生した場合の情報受伝達ルート〉

消防組合及び情報班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を県に報告する。

3. 消防活動

消防組合は、成田国際空港消防相互応援協定に基づき出動し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防組合は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に応急仮設救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5. 遺体の収容

厚生班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6. 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7. 広報活動

本部班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

8. 防疫・清掃

医療班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、震災編・第3章「第11節 清掃・廃棄物・環境対策」の定めにより行う。

9. 避難

本部班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対して避難勧告・指示を伝達し、学校班及び社会班は安全な地域に避難所を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力する。

10. その他支援

市は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要な対策を支援する。

第5節 鉄道災害対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	防災課、J R東日本
第2 応急対策計画	本部班、情報班、学校班、社会班、消防団、消防組合、警察署、J R東日本

《基本方針》

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1 災害予防計画

市、J R東日本及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

消防組合及び本部班は、発見者からの通報があった場合、その旨を県及び関係機関に連絡する。

消防組合及び情報班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を県に報告する。

3. 消防活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救助・救護活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消防組合は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保して効率的な救急救護活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

6. 避難

本部班は、鉄道事故により影響を受ける区域の住民に対し、避難の勧告又は避難の指示を伝達する。

学校班及び社会班は、安全な地域に避難場所を開設するほか、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難場所を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 広報活動

本部班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

8. JR東日本の応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、千葉支社運転事故応急復旧処理手続きに定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

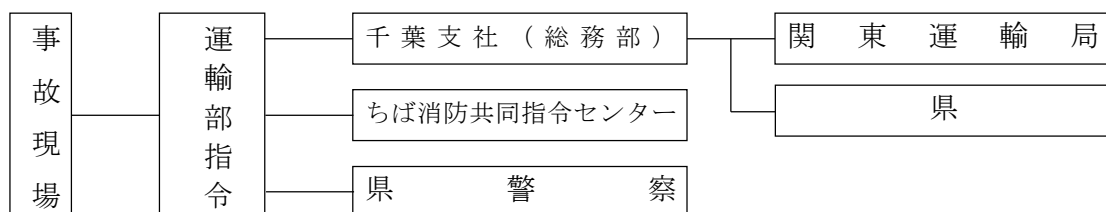
(2) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

(3) 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、千葉支社全衛生管理取扱規程の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(4) 情報連絡体制



第6節 道路災害対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	道路河川課、県印旛土木事務所、東日本高速道路、輸送事業者
第2 応急対策計画	本部班、情報班、土木班、学校班、社会班、消防団、消防組合、警察署、県印旛土木事務所、東日本高速道路、輸送事業者

《基本方針》

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第1 災害予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者（印旛土木事務所、市、東日本高速道路は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

道路施設が被災した場合、道路管理者は、警察署、消防組合等に通報する。土木班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

消防組合及び情報班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を県に報告する。

3. 消防活動

消防組合は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防組合は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を行う。

6. 避難

本部班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して避難勧告・指示を発令し、学校班及び社会班は安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導に協力する。

7. 広報活動

本部班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

第7節 放射性物質事故対策計画

項 目	担 当
第1 災害予防計画	防災課、環境課、障がい福祉課、高齢者福祉課、消防組合、県、警察署、放射性物質取扱事業所
第2 応急対策計画	本部班、都市班、各班、消防組合、県、警察署、放射性物質取扱事業所
第3 災害復旧計画	各班、県、放射性物質取扱事業所

《基本方針》

市内及び県内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所はないが、民間の放射性同位元素等使用事業所が市内に存在している。また、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく県外の原子力事業所の緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

これらを受け、本編に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策を定める。

核原料物質：原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第2条第4号に規定にされる工場又は事業所

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

1. 放射性物質事故の想定

千葉県地域防災計画に基づき、放射性物質事故の想定は次のとおりとする。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。なお、市内の放射性同位元素使用事業所は1箇所である。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

〈市内の放射性同位元素使用事業所の内訳〉

種類 \ 区分	密 封	非密封	放 射 線 発生装置	合 計
民 間 の 工 場 ・ 作 業 所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
医 療 機 関	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
そ の 他	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
計	1 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所

(注1) 「密封」は密封されたもの、「非密封」は密封されていないものを示す。

第1 災害予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2. 情報の収集・連絡体制整備

県、市（防災課）及び消防組合は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等にも対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充による連携確保に努める。

3. 応急活動体制の整備

防災課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防組合、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4. 放射線モニタリング体制の整備

消防組合及び環境課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

5. 退避誘導体制の整備

防災課は、県内外の放射性物質事故発生時に適切に退避できるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、障がい福祉課及び高齢者福祉課と連携して、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。なお、その際には、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に十分配慮する。

6. 防災教育・防災訓練の実施

県及び市（防災課）は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

本部班は消防組合と連携し、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊等を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報の収集・伝達体制

（1）通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。通報の項目は、概ね次のとおりである。

ア 事故発生の時刻	イ 事故発生の場所及び施設
ウ 事故の状況	エ 放射性物質の放出に関する情報
オ 予想される被害の範囲及び程度等	カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等即報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

（2）被害状況の報告

消防組合及び本部班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察などの関係機関に通報する。

消防組合及び情報班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

消防組合及び本部班は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報を県に報告する。

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

（1）県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	ク 工業製品調査
ケ 廃棄物調査	

(2) 市の措置

市（関係各班）及び関係機関は、公共施設等の空間放射線量、水道水、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

4. 防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力安全委員会が定める原子力災害対策指針の「O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

本部長（市長）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避又は避難の措置を講ずる。

5. 広報活動

本部班は、ホームページや広報紙で情報の提供を行うとともに、問い合わせ窓口を設置して相談活動を行う。

6. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び市（農政班、水道班）は関係機関と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

7. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防組合は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8. 広域避難

(1) 市外への広域避難

本部長（本部班）は、避難者を市外に一時滞在させる必要がある場合、県内の他市町村長又は知事に一時滞在の協議、要請を行う。また、受入れが決定した場合は、県に避難者の輸送等の支援を要請する。

受入後は、受入先の市町村と連携して避難者の居所を把握し、被災者台帳等を活用して避難者の支援を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 市外からの広域避難者の受入れ

市（本部班、都市班）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う。

第2章 第7節 放射性物質事故対策計画

〈参考 原子力災害対策指針「OILと防護措置について」〉

基準の種類		基準の概要	初期設定値 ^{*1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h 地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} 皮膚から数cm での検出器の計数率 β 線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 皮膚から数cm での検出器の計数率			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h 地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{*6} 地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

*2 本値は地上1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

*4 *3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。

*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。

*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

*9 IAEA では、OIL 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL 3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL 5 が設定されている。ただし、OIL 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また OIL 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 災害復旧計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び市（関係各班）は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県、市（農政班、水道班）及び関係機関は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 住民の健康管理

県及び市（医療班）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び市（本部班）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市（清掃班）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。